

法務省民二第186号

平成26年3月6日

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

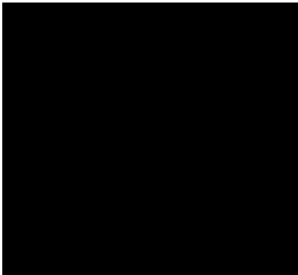
法務省民事局民事第二課長

法務省民事局商事課長

租税特別措置法第80条第3項の規定に基づく登録免許税の軽減に係る証明書の様式及び預金保険法の規定により登録免許税の免税措置を受けるための預金保険機構の書類の様式について（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり金融庁総務企画局長から民事局長宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、別紙様式1から別紙様式6までについては、平成23年10月27日付け法務省民二第2545号当職依命通知における従前の様式を変更するものです。



金 総 第 8 3 4 号
平成 2 6 年 3 月 4 日

法務省民事局長 殿

金融庁総務企画局長

租税特別措置法第80条第3項の規定に基づく登録免許税の軽減に係る証明書の様式及び預金保険法の規定により登録免許税の免税措置を受けるための預金保険機構の書類の様式について（照会）

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号）の施行に伴い、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第80条第3項に規定する登記（預金保険法（昭和46年法律第34号）第126条の2第1項第1号に規定する特定第1号措置に係る同法第126条の2第1項に規定する特定株式等の引受け等を行うべき旨の同条第6項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受け又は当該特定第1号措置に関する株式の取得であって政令で定めるものによる資本金の額の増加の登記をいう。）の税率の軽減に係る内閣総理大臣の証明書の様式を様式第5号から第8号までのとおりとするとともに、承継銀行等が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令の規定に基づき、特定承継金融機関等が特別監視金融機関等の特定事業譲受け等により不動産に関する権利の取得をした場合の登録免許税の免税を受けるためその他の必要な預金保険機構の書類の書式等を別紙様式1から10までのとおりとしたいので、登記手続上差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合には、その旨貴管下法務局及び地方法務局に対し周知方よろしくお取り計らい願います。

様式第5号（第80条第3項関係）

租税特別措置法適用証明申請書兼証明書

年 月 日

内閣総理大臣 名 殿

本店の所在地
商 号
代表者の資格及び氏名

印〔注1〕

下記事項が租税特別措置法第80条第3項の規定に該当するものであることにつき、同法施行規則第30条の2第5項第1号イの規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人 〔注2〕
2. 登記事項の内容 〔注3〕
3. 登記予定年月日
年 月 日
4. 上記登記申請人が預金保険法第126条の2第1項第1号に掲げる金融機関等であること
5. 上記登記事項が預金保険法第126条の2第1項第1号に規定する特定第1号措置に係る同法第126条の2第1項に規定する特定株式等の引受け等を行うべき旨の同条第6項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受けによるものであること
6. 租税特別措置法第80条第3項に規定する預金保険法第126条の2第1項第1号に規定する特定第1号措置に係る同法第126条の2第1項に規定する特定株式等の引受け等を行うべき旨の同条第6項の内閣総理大臣の決定の年月日
年 月 日

上記事項は、租税特別措置法第80条第3項の規定に該当するものであることを証明します。

番 号

年 月 日

内閣総理大臣 名

印

〔注1〕申請者である会社の本店、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載し、押印する。

〔注2〕登記申請人である会社の本店の所在地及び商号を記載する。

〔注3〕例えば、次のとおり記載し、増加する資本金の額については、切捨て等の省略をしてはならない。

預金保険機構による上記登記申請人の株式の引受けによる資本金の額の増加（○月○日の増資、増加する資本金の額○○円）

様式第6号（第80条第3項関係）

租税特別措置法適用証明申請書兼証明書

年 月 日

内閣総理大臣 名 殿

本店の所在地
商 号
代表者の資格及び氏名

印〔注1〕

下記事項が租税特別措置法第80条第3項の規定に該当するものであることにつき、同法施行規則第30条の2第5項第1号イの規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人 〔注2〕
2. 登記事項の内容 〔注3〕
3. 登記予定年月日
年 月 日
4. 上記登記申請人が預金保険法第126条の2第1項第1号に掲げる金融機関等であつて、預金保険法第126条の2第5項の認可に係る同項に規定する株式交換等（当該認可を受けようとする同項に規定する発行金融機関等が同法第126条の2第5項の規定により内閣総理大臣に提出した同項に規定する経営健全化計画に定められているものに限る。以下同じ。）により当該発行金融機関等の会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親株式会社となったものであること
5. 上記登記事項が上記登記申請人から割当てを受けた預金保険機構による株式の取得によるものであること及び当該株式の取得が預金保険法第126条の2第5項の認可に係る同項に規定する株式交換等によるものであること
6. 租税特別措置法第80条第3項に規定する預金保険法第126条の2第1項第1号に規定する特定第1号措置に係る同法第126条の2第1項に規定する特定株式等の引受け等を行うべき旨の同条第6項の内閣総理大臣の決定の年月日
年 月 日

上記事項は、租税特別措置法第80条第3項の規定に該当するものであることを証明します。

番 号

年 月 日

内閣総理大臣 名

印

〔注1〕申請者である会社の本店、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載し、押印する。

〔注2〕登記申請人である会社の本店の所在地及び商号を記載する。

〔注3〕例えば、次のとおり記載し、増加する資本金の額については、切捨て等の省略をしてはならない。

預金保険機構による上記登記申請人の株式の取得による資本金の額の増加（〇月〇日の増資、増加する資本金の額〇〇円）

様式第7号（第80条第3項関係）

租税特別措置法適用証明申請書兼証明書

年 月 日

内閣総理大臣 名 殿

本店の所在地
商 号
代表者の資格及び氏名 印〔注1〕

下記事項が租税特別措置法第80条第3項の規定に該当するものであることにつき、同法施行規則第30条の2第5項第1号口の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人 〔注2〕
2. 登記事項の内容 〔注3〕
3. 登記予定年月日
年 月 日
4. 上記登記申請人が預金保険法第126条の2第5項に規定する対象子法人等であること
5. 上記登記事項が預金保険法第126条の2第7項において読み替えて準用する同法第107条第3項の規定により行われる金融機関等による株式の引受けによるものであること
6. 租税特別措置法第80条第3項に規定する預金保険法第126条の2第1項第1号に規定する特定第1号措置に係る同法第126条の2第1項に規定する特定株式等の引受け等を行うべき旨の同条第6項の内閣総理大臣の決定の年月日
年 月 日

上記事項は、租税特別措置法第80条第3項の規定に該当するものであることを証明します。

番 号
年 月 日
内閣総理大臣 名 印

〔注1〕 申請者である会社の本店、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載し、押印する。

〔注2〕 登記申請人である会社の本店の所在地及び商号を記載する。

〔注3〕 例えば、次のとおり記載し、増加する資本金の額については、切捨て等の省略をしてはならない。

預金保険法第126条の2第7項において読み替えて準用する同法第107条第3項の規定により行われる金融機関等による上記登記申請人の株式の引受けによる資本金の額の増加（〇月〇日の増資、増加する資本金の額〇〇円）

様式第8号（第80条第3項関係）

租税特別措置法適用証明申請書兼証明書

年 月 日

内閣総理大臣 名 殿

本店の所在地
商 号
代表者の資格及び氏名

印〔注1〕

下記事項が租税特別措置法第80条第3項の規定に該当するものであることにつき、同法施行規則第30条の2第5項第2号の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人 〔注2〕
2. 登記事項の内容 〔注3〕
3. 登記予定年月日
年 月 日
4. 上記登記事項に係る株式移転を行う租税特別措置法第80条第3項第1号の銀行等が預金保険法第126条の2第1項第1号に規定する金融機関等であること
5. 上記登記事項が預金保険法第126条の2第1項第1号に規定する特定第1号措置に係る同法第126条の2第1項に規定する特定株式等の引受け等を行うべき旨の同条第6項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受けによる同法第126条の2第1項第1号に掲げる金融機関等の資本金の額の増加に伴うものであること及び当該金融機関等が行う株式移転により上記登記申請人が当該金融機関等の租税特別措置法第80条第3項第2号に規定する株式移転設立完全親会社となったこと
6. 租税特別措置法第80条第3項に規定する預金保険法第126条の2第1項第1号に規定する特定第1号措置に係る同法第126条の2第1項に規定する特定株式等の引受け等を行うべき旨の同条第6項の内閣総理大臣の決定の年月日
年 月 日

上記事項は、租税特別措置法第80条第3項の規定に該当するものであることを証明します。

番 号

年 月 日

内閣総理大臣 名

印

〔注1〕 設立される会社の本店、商号並びに代表者となる者の資格及び氏名を記載し、押印する。

〔注2〕 設立される会社の商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

〔注3〕 例えば、次のとおり記載し、資本金の額については、切捨て等の省略をしてはならない。

預金保険法第126条の25第1項の認可に係る同項に規定する〇〇株式会社が行う
株式移転による〇〇株式会社（資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇、代表取締役〇〇
〇〇）の設立

(別紙様式1) 承継銀行が被管理金融機関の事業の全部を取得する場合

証 明 申 請 書

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 殿

申請者 本店

商号 (会社名)

代表取締役 (氏名) 印

申請者が_____から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法第135条第2項の規定の適用を受けたいので、承継銀行等が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令本則第1項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証 明 書

1. 申請者は、預金保険法（昭和46年法律第34号。以下「法」という。）第135条第2項の承継銀行である。
2. 申請者は、法第135条第2項の被管理金融機関に該当する_____から、同項に規定する事業の譲受け等により、平成 年 月 日現在において同金融機関が有する不動産に関する全ての権利を取得した。
3. 申請者が上記2. の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法第135条第2項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) _____には被管理金融機関の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関(〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

(別紙様式2) 承継銀行が被管理金融機関の事業又は資産の一部を取得する場合

証 明 申 請 書

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 殿

申請者 本店
商号(会社名)
代表取締役 (氏名) 印

申請者が_____から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法第135条第2項の規定の適用を受けたいので、承継銀行等が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令本則第1項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証 明 書

1. 申請者は、預金保険法(昭和46年法律第34号。以下「法」という。)第135条第2項の承継銀行である。
2. 申請者は、法第135条第2項の被管理金融機関に該当する_____から、同項に規定する事業の譲受け等により、別紙記載の不動産に関する権利を取得した。
3. 申請者が上記2.の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法第135条第2項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) _____には被管理金融機関の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関(〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

(別紙様式3) 協定銀行が金融機関等の事業の全部を取得する場合

証 明 申 請 書

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 殿

申請者 本店
商号(会社名)
代表取締役 (氏名) 印

申請者が_____から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法附則第22条第1項の規定の適用を受けたいので、承継銀行等が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令附則第2項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証 明 書

1. 申請者は、預金保険法(昭和46年法律第34号。以下「法」という。)附則第22条第1項の協定銀行である。
2. 申請者は、_____から、法附則第22条第1項に規定する協定に基づく譲受け等により、平成 年 月 日現在において同金融機関等が有する不動産に関する全ての権利を取得した。
3. 申請者が上記2.の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法附則第22条第1項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) _____には被管理金融機関の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関(〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

(別紙様式4) 協定銀行が金融機関等の事業又は資産の一部を取得する場合

証 明 申 請 書

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 殿

申請者 本店
商号 (会社名)
代表取締役 (氏名) 印

申請者が_____から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法附則第22条第1項の規定の適用を受けたいので、承継銀行等が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令附則第2項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証 明 書

1. 申請者は、預金保険法（昭和46年法律第34号。以下「法」という。）附則第22条第1項の協定銀行である。
2. 申請者は、_____から、法附則第22条第1項に規定する協定に基づく譲受け等により、別紙記載の不動産に関する権利を取得した。
3. 申請者が上記2.の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法附則第22条第1項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) _____には被管理金融機関の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関(〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

(別紙様式5) 承継協定銀行が被管理金融機関の事業の全部を取得する場合

証 明 申 請 書

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 殿

申請者 本店
商号(会社名)
代表取締役 (氏名) 印

申請者が_____から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法第135条第2項の規定の適用を受けたいので、承継銀行等が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令附則第3項の規定により適用される同令本則第1項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証 明 書

1. 申請者は、預金保険法(昭和46年法律第34号。以下「法」という。)附則第15条の2第3項の規定により法第2条第13項に規定する承継銀行とみなされる法附則第15条の2第3項に規定する承継協定銀行である。
2. 申請者は、法第135条第2項の被管理金融機関に該当する_____から、同項に規定する事業の譲受け等により、平成 年 月 日現在において同金融機関が有する不動産に関する全ての権利を取得した。
3. 申請者が上記2.の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法第135条第2項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) _____には被管理金融機関の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関(〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

(別紙様式6) 承継協定銀行が被管理金融機関の事業又は資産の一部を取得する場合

証 明 申 請 書

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 殿

申請者 本店

商号 (会社名)

代表取締役 (氏名) 印

申請者が_____から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法第135条第2項の規定の適用を受けたいので、承継銀行等が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令附則第3項の規定により適用される同令本則第1項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証 明 書

1. 申請者は、預金保険法（昭和46年法律第34号。以下「法」という。）附則第15条の2第3項の規定により法第2条第13項に規定する承継銀行とみなされる法附則第15条の2第3項に規定する承継協定銀行である。
2. 申請者は、法第135条第2項の被管理金融機関に該当する_____から、同項に規定する事業の譲受け等により、別紙記載の不動産に関する権利を取得した。
3. 申請者が上記2. の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法第135条第2項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) _____には被管理金融機関の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関(○市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

(別紙様式7) 特定承継金融機関等が特別監視金融機関等の事業の全部を取得する場合

証 明 申 請 書

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 殿

申請者 本店
商号 (会社名)
代表取締役 (氏名) 印

申請者が_____から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法第126条の37において読み替えて準用する同法第135条第2項の規定の適用を受けたいので、承継銀行等が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令本則第2項において準用する同令本則第1項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証 明 書

1. 申請者は、預金保険法（昭和46年法律第34号。以下「法」という。）第126条の37において準用する法第135条第2項の特定承継金融機関等である。
2. 申請者は、法第126条の34第1項の特別監視金融機関等に該当する_____から、同項に規定する特定事業譲受け等により、平成 年 月 日現在において同金融機関等が有する不動産に関する全ての権利を取得した。
3. 申請者が上記2. の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法第126条の37において読み替えて準用する法第135条第2項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) _____には特別監視金融機関等の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関 (〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

(別紙様式 8) 特定承継金融機関等が特別監視金融機関等の事業又は資産の一部を取得する場合

証 明 申 請 書

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 殿

申請者 本店
商号 (会社名)
代表取締役 (氏名) 印

申請者が_____から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法第126条の37において読み替えて準用する同法第135条第2項の規定の適用を受けたいので、承継銀行等が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令本則第2項において準用する同令本則第1項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証 明 書

1. 申請者は、預金保険法（昭和46年法律第34号。以下「法」という。）第126条の37において準用する法第135条第2項の特定承継金融機関等である。
2. 申請者は、法第126条の34第1項の特別監視金融機関等に該当する_____から、同項に規定する特定事業譲受け等により、平成 年 月 日現在において、別紙記載の不動産に関する権利を取得した。
3. 申請者が上記2. の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法第126条の37において読み替えて準用する法第135条第2項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) _____には特別監視金融機関等の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関 (〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

(別紙様式9) 承継協定銀行が特別監視金融機関等の事業の全部を取得する場合

証 明 申 請 書

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 殿

申請者 本店
商号 (会社名)
代表取締役 (氏名) 印

申請者が_____から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法第126条の37において読み替えて準用する同法第135条第2項の規定の適用を受けたいので、承継銀行等が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令附則第4項の規定により適用される同令本則第2項において準用する同令本則第1項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証 明 書

1. 申請者は、預金保険法（昭和46年法律第34号。以下「法」という。）附則第15条の2第3項の規定により同項に規定する特定承継銀行とみなされる同項に規定する承継協定銀行である。
2. 申請者は、法第126条の34第1項の特別監視金融機関等に該当する_____から、同項に規定する特定事業譲受け等により、平成 年 月 日現在において同金融機関が有する不動産に関する全ての権利を取得した。
3. 申請者が上記2. の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法第126条の37において読み替えて準用する法第135条第2項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) _____には特別監視金融機関等の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関 (〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

(別紙様式10) 承継協定銀行が特別監視金融機関等の事業又は資産の一部を取得する場合

証 明 申 請 書

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 殿

申請者 本店
商号 (会社名)
代表取締役 (氏名) 印

申請者が_____から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法第126条の37において読み替えて準用する同法第135条第2項の規定の適用を受けたいので、承継銀行等が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令附則第4項の規定により適用される同令本則第2項において準用する同令本則第1項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証 明 書

1. 申請者は、預金保険法（昭和46年法律第34号。以下「法」という。）附則第15条の2第3項の規定により同項に規定する特定承継銀行とみなされる同項に規定する承継協定銀行である。
2. 申請者は、法第126条の34第1項の特別監視金融機関等に該当する_____から、同項に規定する特定事業譲受け等により、平成 年 月 日現在において、別紙記載の不動産に関する権利を取得した。
3. 申請者が上記2. の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法第126条の37において読み替えて準用する法第135条第2項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) _____には特別監視金融機関等の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関 (〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

(別紙様式1) 承継銀行が被管理金融機関の事業の全部を取得する場合

証明申請書

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 殿

申請者 本店

商号 (会社名)

代表取締役 (氏名) 印

申請者が 〃 から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法第135条第2項の規定の適用を受けたので、承継銀行等が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する事項を証する書類の交付を申請します。

証明書

1. 申請者は、預金保険法(昭和46年法律第34号。以下「法」という。)第135条第2項の承継銀行である。

2. 申請者は、法第135条第2項の被管理金融機関に該当する 〃 から、同項に規定する事業の譲受け等により、平成 年 月 日現在において同金融機関が有する不動産に関する全ての権利を取得した。

3. 申請者が上記2. の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法第135条第2項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) 〃 には被管理金融機関の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関(〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

(別紙様式1) 承継銀行が被管理金融機関の事業の全部を取得する場合

証明申請書

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 殿

申請者 本店

商号 (会社名)

代表取締役 (氏名) 印

申請者が 〃 から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法第135条第2項の規定の適用を受けたので、承継銀行並びに協定銀行及び承継協定銀行が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令本則に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証明書

1. 申請者は、預金保険法(昭和46年法律第34号。以下「法」という。)第135条第2項の承継銀行である。

2. 申請者は、法第135条第2項の被管理金融機関に該当する 〃 から、同項に規定する事業の譲受け等により、平成 年 月 日現在において同金融機関が有する不動産に関する全ての権利を取得した。

3. 申請者が上記2. の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法第135条第2項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) 〃 には被管理金融機関の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関(〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

新

(別紙様式2) 承継銀行が被管理金融機関の事業又は資産の一部を取得する場合

証明申請書

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 殿

申請者 本店

商号 (会社名)

代表取締役 (氏名) 印

申請者が 〃 から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法第135条第2項の規定の適用を受けたので、承継銀行等が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する事項を証する書類の交付を申請します。

証明書

1. 申請者は、預金保険法(昭和46年法律第34号。以下「法」という。)第135条第2項の承継銀行である。

2. 申請者は、法第135条第2項の被管理金融機関に該当する 〃 から、同項に規定する事業の譲受け等により、別紙記載の不動産に関する権利を取得した。

3. 申請者が上記2.の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法第135条第2項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) 〃 には被管理金融機関の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関(〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

旧

(別紙様式2) 承継銀行が被管理金融機関の営業又は資産の一部を取得する場合

証明申請書

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 殿

申請者 本店

商号 (会社名)

代表取締役 (氏名) 印

申請者が 〃 から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法第135条第2項の規定の適用を受けたので、承継銀行並びに協定銀行及び承継協定銀行が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令本則に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証明書

1. 申請者は、預金保険法(昭和46年法律第34号。以下「法」という。)第135条第2項の承継銀行である。

2. 申請者は、法第135条第2項の被管理金融機関に該当する 〃 から、同項に規定する事業の譲受け等により、別紙記載の不動産に関する権利を取得した。

3. 申請者が上記2.の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法第135条第2項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) 〃 には被管理金融機関の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関(〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

(別紙様式3) 協定銀行が金融機関等の事業の全部を取得する場合

証明申請書

預金保険機構理事長 殿

平成 年 月 日

申請者 本店

商号 (会社名)

代表取締役 (氏名) 印

申請者が 〃 から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法附則第22条第1項の規定の適用を受けたいので、承継銀行等が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する事項を証する書類の交付を申請します。

証明書

1. 申請者は、預金保険法(昭和46年法律第34号。以下「法」という。)附則第22条第1項の協定銀行である。
2. 申請者は、 〃 から、法附則第22条第1項に規定する協定に基づく譲受け等により、平成 年 月 日現在において同金融機関等有する不動産に関する全ての権利を取得した。
3. 申請者が上記2.の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法附則第22条第1項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) 〃 には被管理金融機関の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関(〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

(別紙様式3) 協定銀行が金融機関等の事業の全部を取得する場合

証明申請書

預金保険機構理事長 殿

平成 年 月 日

申請者 本店

商号 (会社名)

代表取締役 (氏名) 印

申請者が 〃 から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法附則第22条第1項の規定の適用を受けたいので、承継銀行並びに協定銀行及び承継協定銀行が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令附則第2項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証明書

1. 申請者は、預金保険法(昭和46年法律第34号。以下「法」という。)附則第22条第1項の協定銀行である。
2. 申請者は、 〃 から、法附則第22条第1項に規定する協定に基づく譲受け等により、平成 年 月 日現在において同金融機関等有する不動産に関する全ての権利を取得した。
3. 申請者が上記2.の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法附則第22条第1項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) 〃 には被管理金融機関の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関(〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

(別紙様式4) 協定銀行が金融機関等の事業又は資産の一部を取得する場合

証 明 申 請 書

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 殿

申請者 本店

商号 (会社名)

代表取締役 (氏名) 印

申請者が 〃 から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法附則第22条第1項の規定の適用を受けたので、承継銀行等が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する事項を証する書類の交付を申請します。

証 明 書

1. 申請者は、預金保険法（昭和46年法律第34号。以下「法」という。）附則第22条第1項の協定銀行である。
2. 申請者は、 〃 から、法附則第22条第1項に規定する協定に基づく譲受け等により、別紙記載の不動産に関する権利を取得した。
3. 申請者が上記2. の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法附則第22条第1項の規定の適用を受けることができる期間は、平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) 〃 には被管理金融機関の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関(〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

(別紙様式4) 協定銀行が金融機関等の営業又は資産の一部を取得する場合

証 明 申 請 書

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 殿

申請者 本店

商号 (会社名)

代表取締役 (氏名) 印

申請者が 〃 から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法附則第22条第1項の規定の適用を受けたので、承継銀行並びに協定銀行及び承継協定銀行が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令附則第2項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証 明 書

1. 申請者は、預金保険法（昭和46年法律第34号。以下「法」という。）附則第22条第1項の協定銀行である。
2. 申請者は、 〃 から、法附則第22条第1項に規定する協定に基づく譲受け等により、別紙記載の不動産に関する権利を取得した。
3. 申請者が上記2. の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法附則第22条第1項の規定の適用を受けることができる期間は、平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) 〃 には被管理金融機関の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関(〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

(別紙様式5) 承継協定銀行が被管理金融機関の事業の全部を取得する場合

証明申請書

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 殿

申請者 本店

商号 (会社名)

代表取締役 (氏名) 印

申請者が 〃 から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法第135条第2項の規定の適用を受けたので、承継銀行等が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令附則第3項の規定により適用される同令本則第1項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証明書

1. 申請者は、預金保険法（昭和46年法律第34号。以下「法」という。）附則第15条の2第3項の規定により法第2条第13項に規定する承継銀行とみなされる法附則第15条の2第3項に規定する承継協定銀行である。
2. 申請者は、法第135条第2項の規定する承継協定銀行に該当する 〃 から、同項に規定する事業の譲受け等により、平成 年 月 日現在において同金融機関が有する不動産に関する全ての権利を取得した。
3. 申請者が上記2. の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法第135条第2項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) 〃 には被管理金融機関の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関(〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

(別紙様式5) 承継協定銀行が被管理金融機関の営業の全部を取得する場合

証明申請書

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 殿

申請者 本店

商号 (会社名)

代表取締役 (氏名) 印

申請者が 〃 から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法第135条第2項の規定の適用を受けたので、承継銀行並びに協定銀行及び承継協定銀行が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令附則第3項の規定により適用される同令本則に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証明書

1. 申請者は、預金保険法（昭和46年法律第34号。以下「法」という。）附則第15条の2第3項の規定により法第2条第13項に規定する承継銀行とみなされる法附則第15条の2第3項に規定する承継協定銀行である。
2. 申請者は、法第135条第2項の被管理金融機関に該当する 〃 から、同項に規定する事業の譲受け等により、平成 年 月 日現在において同金融機関が有する不動産に関する全ての権利を取得した。
3. 申請者が上記2. の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法第135条第2項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) 〃 には被管理金融機関の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関(〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

(別紙様式6) 承継協定銀行が被管理金融機関の事業又は資産の一部を取得する場合

証明申請書

平成 年 月 日

預金保険機構構理事長 殿

申請者 本店

商号 (会社名)

代表取締役

(氏名) 印

申請者が から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法第135条第2項の規定の適用を受けたので、承継銀行等が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令附則第3項の規定により適用される同令本則第1項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証明書

1. 申請者は、預金保険法(昭和46年法律第34号。以下「法」という。)附則第15条の2第3項の規定により法第2条第13項に規定する承継銀行とみなされる法附則第15条の2第3項に規定する承継協定銀行である。

2. 申請者は、法第135条第2項の被管理金融機関に該当する から、同項に規定する事業の譲受け等により、別紙記載の不動産に関する権利を取得した。

3. 申請者が上記2.の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法第135条第2項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構構理事長 (氏名) 印

(注) には被管理金融機関の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関(〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

(別紙様式6) 承継協定銀行が被管理金融機関の事業又は資産の一部を取得する場合

証明申請書

平成 年 月 日

預金保険機構構理事長 殿

申請者 本店

商号 (会社名)

代表取締役

(氏名) 印

申請者が から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法第135条第2項の規定の適用を受けたので、承継銀行並びに協定銀行及び承継協定銀行が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令附則第3項の規定により適用される同令本則に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証明書

1. 申請者は、預金保険法(昭和46年法律第34号。以下「法」という。)附則第15条の2第3項の規定により法第2条第13項に規定する承継銀行とみなされる法附則第15条の2第3項に規定する承継協定銀行である。

2. 申請者は、法第135条第2項の被管理金融機関に該当する から、同項に規定する事業の譲受け等により、別紙記載の不動産に関する権利を取得した。

3. 申請者が上記2.の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法第135条第2項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構構理事長 (氏名) 印

(注) には被管理金融機関の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関(〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

法務省民二第185号

平成26年3月6日

金融庁総務企画局長 殿

法務省民事局長

租税特別措置法第80条第3項の規定に基づく登録免許税の軽減に係る証明書の様式及び預金保険法の規定により登録免許税の免税措置を受けるための預金保険機構の書類の様式について（回答）

平成26年3月4日付け金総第834号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨を法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。